

宇土市入札監視委員会 審議概要

開催日		平成28年9月30日（金）	
場 所		宇土市役所 仮設防災棟会議室	
出席者	委員会	村上 泰浩 委員長 伊藤 博士 委員 上拂 耕生 委員 尾沢 安治郎 委員	
	市	指名等審査会委員，事務局（財政課契約管財係）	
審議対象期間		平成28年2月1日～平成28年8月31日	
抽出案件		57	（備考）
一般競争入札		2	
指名競争入札		34	
1億円以上		（0）	
5千万円以上1億円未満		（0）	
1千万円以上5千万円未満		（13）	
5百万円以上1千万円未満		（8）	
3百万円以上5百万円未満		（4）	
3百万円未満		（9）	
随意契約		21	
その他		0	
委員からの意見・質問，それに対する回答		意見・質問	回 答
		次のとおり	次のとおり
委員会による意見の具申の内容		次のとおり	

（開会）

1 入札制度及び対象期間内の工事について

【事務局より、入札制度について、また対象期間内に行った工事入札全般についての説明】

質問及び意見	回 答
<p>※事務局から、災害復旧工事（随意契約）の理由について代表例を用いて説明。</p> <p>・ 随意契約案件が災害復旧工事関連で数多く挙げられているが、地方自治法施行令の少額随契は 130 万円までと定められているが、どのように対応したか。</p> <p>・ 緊急の場合や複数見積りをとる時間がないということは具体的にどのような状況か。緊急性は多用すべきものでないという認識はあるか。</p> <p>・ 入札不調が 5 件あるが、理由とその対応は決まっているか。</p>	<p>・ 災害復旧に関する工事で随意契約をした案件の代表例として、「中央線陸橋応急仮設工事」を説明。熊本地震後、陸橋の橋脚が損傷する被害を受け、仮設工事を早急に行うこととなった。随意契約の理由として「JR 鹿児島本線が橋の下を通り 2 次災害防止、市の主要道路かつ通学路であるため緊急な対応が必要であること」。業者選定の理由として「実績のある市内業者であり、即日対応可能、材料の調達が可能であること」。また、市役所本庁舎が倒壊の恐れがあり、積算資料もないような状況であった。</p> <p>・ 緊急及び不適条項で契約する場合は、金額の制限はないが、金額制限を設けないと際限がなくなる。宇土市では、500 万円をひとつの基準とし、災害応急復旧工事に関して運用を始めた。緊急の場合で競争入札ができない案件は、複数見積りで対応。複数見積りも取る時間がない場合は、特命随契となる。</p> <p>・ 例として、道路陥没、土砂流出等の危険な状況であること等すぐにでも対応しなければならないものを指す。また、事務局から庁内に向けて、災害復旧工事に関して、現場の状況等を施工何等に具体的に明記し、記録を残すように指示をしている。</p> <p>・ 入札不調になった案件は、共通して「舗装の低額案件」である。災害復旧工事に関して、平成 25 年の経済対策事業時と同様に、受注制限をしていること、市内業者では自前で工事可能業者がないこと、さらに低額ということで業者にとってデメリットが大きいため、入札意欲の低下がみられた。不調防止のために、舗装工事の低額案件について受注制限を撤廃した。また、併せて業者指名時に、工事該当地区業者を選定する等対策をした結果すべて落札し、発注まで終了した。</p>

2 指名停止措置等について

【事務局より，期間内の指名停止措置，指名回避措置についての説明】

質問及び意見	回 答
・特になし。	

3 抽出事案について

【事務局より，抽出事案4件の工事概要，指名の経緯，開札結果について説明】

	件 名	入札等方式	条件付一般競争入札：参加資格設定理由 指名競争入札：指名業者選定理由 随意契約：見積業者選定理由	落札率 (%)
		参加業者		
1	宇土市役所本庁舎他解体工事（対象案件の中で，契約金額及び落札率が最も高かった案件）	随意契約	平成 28 年 4 月 14 日・16 日に発災した熊本地震の影響により，宇土市役所本庁舎は，「倒壊の恐れがある」と判断され，平成 28 年 4 月 23 日に災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定により「警戒区域」に指定された。2 次災害を防ぐためにも早急に解体工事に取り掛かる必要があると判断され，宇土市役所の建設工事を請け負った業者であれば，建設当時の設計図書等を持ち合わせており，庁舎内に取り残された重要書類等の搬出，アスベスト除去等の難度の高い工事を円滑かつ確実に行えると判断したため。	100.00
		1 社		
2	網津防災センター・網津支所建設工事(建築) (対象期間内の競争入札案件の中で，最も契約金額が高かった案件)	一般競争	「指名審査方針」による。 今回対象となる工事の内容が建築一式工事の有資格者であれば，どの業者でも施工できる内容ではない特殊なもの。建築一式工事の有資格者で本工事と同種工事の施工実績を有すること。 参加資格条件を，「熊本県内に主たる営業所を有し，経営事項審査の建築一式工事の総合評定値が 900 点以上であること。ただし，宇土市内業者に関しては 750 点以上。また，過去 5 年間に公共建築物で元請工事の施工実績があること。」と定めた。	84.69
		市内外 12 社		
3	駅前団地 15 号棟火災復旧工事（対象期間内の競争入札案件の中で，落札率が最も高かった案件）	指名競争	「指名審査方針」による。 建築一式工事であり，市内の有資格業者から指名。本工事と同種の施工実績を有すること。	99.75
		市内 7 社		
4	鶴城中学校空調設備整備工	一般競争	「指名審査方針」による。	75.30

<p>事（対象期間内の競争入札案件の中で、最も落札率が低かった案件）</p>	<p>市内外 23 社</p>	<p>今回対象となる工事の内容が電気工事の有資格者であればどの業者でも施工できる内容ではない特殊なもの。電気工事の有資格者で本工事と同種工事の施工実績を有すること。参加資格条件を、「熊本県内に主たる営業所を有し、経営事項審査の電気工事の総合評定値が 900 点以上であること。ただし、宇土市内業者に関しては 650 点以上。」と定めた。</p>	
--	-----------------	--	--

質疑内容

<p>① 宇土市役所本庁舎他解体工事に関して、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の第何号に該当するものか。また、重要書類を取り出しながらの解体工事は順調に進んでいるのか。</p> <p>② 宇土市役所本庁舎他解体工事に関して、予定価格が契約金額と同額であり、落札率が 100%となっているがどのような経緯があったのか。</p> <p>③ 宇土市役所本庁舎他解体工事に関して、工事内容にアスベスト除去等となっているが、処理はまだされていなかったのか。</p>	<p>① この案件は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適さない契約をするとき」という入札不適条項に該当するものとして契約している。また、解体工事については、5 階から始まった文書取り出し及び解体工事は、現在 3 階まで進んでいる。当初は、マグネットを使用し、キャビネット等を取り出していたが、障害物等があり作業が難航したため、クレーンのアーム先をつかみ機に切り替えて文書取り出し等の作業を進めている。</p> <p>② 予算計上をする段階での見積額は、約 4 億 5 千万円だったが、見積りの中で可能な限り精査したところ現在の予定価格（約 3 億 8 千万円）となった。経緯としては、2 次災害を防止しなければならない点、6 月議会に議案を提出することになると、5 月中旬までに補正予算を計上する必要があった点、職員が災害復旧業務に追われる状況下で技師が不足し、十分な設計期間もなかった等の理由により、業者からの見積額を予定価格とした。</p> <p>③ 本庁舎 2 階部分等、のアスベストは封じ込めで処理をしていた。</p>
---	---

(閉会)